

接骨院・整骨院で 健康保険が使えるケガは 限られています

健康保険を使用して接骨院・整骨院（柔道整復師）にかかることができるのは、転んでひねった、強く打ったなどの外傷性が明らかな以下の5つのケガのみです。

健康保険が使える5つのケガ



骨折



脱臼



打撲



捻挫



挫傷(肉離れ)

骨折と脱臼は、
応急手当ての場合を除き、
あらかじめ「医師の同意」
が必要です！



健康保険が使えない施術

- 上記5つのケガがきっかけだが、一度治癒したあと痛みが再発したもの（慢性に至ったもの）
- 疲労や加齢による、肩こりや腰痛など
- 内科的原因によるもの（神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニア、五十肩など）
- 交通事故後の後遺症



お知らせ

施術内容について 文書で照会させていただきます

ソニー健保への請求の中には、健康保険を使用できない負傷に対して施術を行い、保険請求をしている接骨院・整骨院が見受けられます。

厚生労働省からの通知に基づき、審査上で疑義が生じた場合は、ソニー健保（または委託先：株式会社オークス）から施術内容について、文書で照会させていただく場合があります。照会の文書が届いた際には、ご自身で回答・記入をお願いいたします。



健康保険を使用して 接骨院・整骨院に 通っている方へ



症状悪化、後遺症などの問題も…

健康保険を使用できない負傷に対して、健康保険を使用して施術を行われている場合は、あとから追加で施術代金を請求されるだけでなく、適切な施術が行われておらず、症状が悪化したり、後遺症が残ってしまう **ケース** もあります。

病院(整形外科)の受診も考慮しましょう

原因がはっきりしない痛みなどは、最初に病院を受診し、検査・診断を受けましょう。また、接骨院・整骨院で施術を受けている時やその直後は、一時的に良くなるものの、症状が回復しないため、何回も通ったり、長期間定期的に通ったりしている方がいらっしゃいます。このような場合、一度、病院(整形外科)に行かれることをお勧めいたします。

- 病院ではレントゲンやMRI、CTなどで検査ができます!
- 薬の処方、治療用装具の製作、手術などが可能です。



ケース1

「突き指」と言われて毎日通って冷やしたり、電気をあてたりしたが、1か月経っても指が動かないので近くの病院に行ったところ、脱臼を指摘され手術を行ったが、後遺症が残った。



ケース2

ざこつ「坐骨神経痛」と言われ、1年2か月の間ほぼ毎日通って施術を受けていたが、内科の先生に整形外科受診を勧められ行ったところ、違う病気「右変形性股関節症」と判明した。



ワンポイント アドバイス!

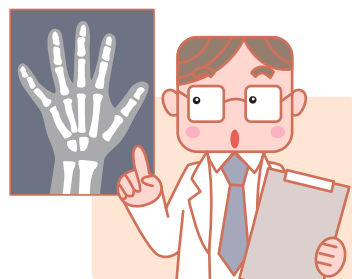


子どもについては、特に注意が必要です

ソニー健保に届く、接骨院・整骨院からの施術費用の請求書「柔道整復施術療養費支給申請書」の中には、しばしば小学生以下の子どもに行った施術も見受けられます。

痛みのきっかけは、転んでひねった・スポーツ中のケガなどであっても、成長期の子ども特有の疾患が隠れているケースがあります。

また、「どこがどのように、いつから痛むのか」を具体的に表現できなかったりするため、レントゲンやMRIなどで検査ができる整形外科を受診するようにしましょう。



たくさんの薬を服用することによる 体への影響について考えてみませんか？

様々な症状から複数の医療機関を受診すると、服用する薬の数（種類）が多くなり、それがかえって、健康障害のリスクを高めたり、薬の飲み忘れにつながる場合があります。これを「ポリファーマシー」といいます。薬の数がいくつからがポリファーマシーに該当するかといった、厳密な定義はないものの、高齢者では、服用している薬が6種類以上になると、副作用を起こす人が増えるというデータもあります。



違う医師から違う目的で処方された薬を一緒に服用することで、適正な治療効果が得られにくくなる、深刻な副作用につながる可能性もあるため、薬同士の飲み合わせには注意が必要です。

また、薬は主に肝臓で代謝されるため、たくさんの薬を服用することによる肝臓への負担も心配になります。

*ただし、治療上のメリットが大きい場合など、医師・歯科医師・薬剤師が個々の治療内容や患者の状態を確認しながら使用する場合があります。

参考：飲み合わせの悪い薬剤について（例）

出典：厚生労働省ホームページ

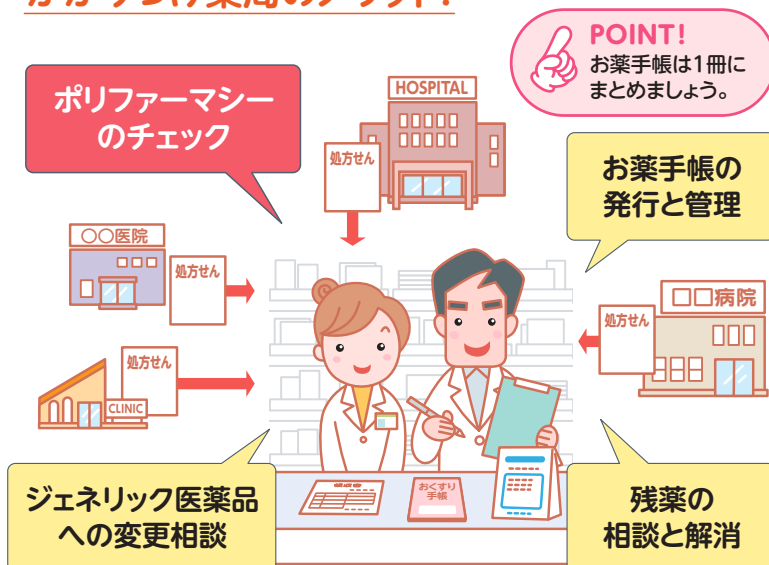
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001223871.pdf>)



ポリファーマシーを防ぐためにできること

重要なのは、必要な治療に必要な分だけの薬を服用することです。かかりつけ医以外の医療機関を受診する場合は、必ず、担当の医師に服用中の薬を伝えましょう。また、「かかりつけ薬局」を持ち、薬を一元管理してもらうこともオススメです。受診した医療機関の近くの薬局で、その都度調剤してもらうのではなく、どこの医療機関を受診しても同じ薬局で調剤してもらうと、薬の飲み合わせを確認してもらうこともできて安心です。

かかりつけ薬局のメリット！



ソニー健保では、加入者の皆さまの体へ与える悪影響を避けるため、病院や調剤薬局から健保に届く診療報酬明細書(レセプト)を確認し、下記の対象の方へ受診や服薬状況をお知らせするお手紙を郵送します。場合によって、保健師より電話支援をさせていただくことがあります。

重複受診	1か月間に同様の病気で3か所以上の医療機関を受診された方
頻回受診	1か月間に同一の医療機関を12日以上受診された方
重複服薬	1か月間に複数の医療機関から同じ効き目のある薬剤を2種類以上処方されている月が、2か月以上ある方
多剤服薬	1か月間に10種類以上の薬剤を2か月以上連続で処方されている方

[illegible]